

奨学金の返還を行っている保育士の方へ

盛岡市保育士奨学金返還 支援制度についてのご案内

盛岡市は、市内の保育施設で働く保育士の方を支援する取組の一環として、奨学金を返還している方に対し、給付金を支給する取り組みを平成29年4月からスタートしています。

対象となる方

令和4年4月1日以降に採用され、市内の保育施設に勤務し奨学金を返還している方のうち、次のすべての要件を満たす方です。

- ▶ 市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設のいずれかに勤務し、保育の業務に携わる方。
- ▶ 雇用主と1年以上の期間の労働契約を結んでいる方で、就業規則で定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（当該勤務すべき時間数が1月につき120時間以上であるものに限る。）以上勤務していること又は当該保育施設において1日につき6時間以上かつ1月につき20日以上勤務している。
- ▶ 日本学生支援機構、交通遺児育英会、あしなが育英会、岩手育英奨学会などから、本人の名義で奨学金を借りている方。（親名義で借りている教育ローンなどは対象外です）

給付金を受けられる額

市内の保育施設に採用されてから3年以内に返還した奨学金のうち、令和4年4月以降に返還した分に対して、返還月額 $\frac{2}{10}$ を支給します。（月7,000円を上限とします。）

毎年度3月末に、その年度分の返還の実績を市で確認させていただいた後、保育士の方本人の口座へ当該年度の給付金を振り込みます。

給付金の申込方法

支給申請書などの書類に必要な事項を記載していただくほか、就業状況を確認する書類などの提出が必要になります。各施設を通じて、盛岡市子育てあんしん課へ給付金の支給を受けたい旨、お申し出てください。詳しくはご利用を申し出ていただいた方へ改めてご案内します。

盛岡市 子育てあんしん課

〒020-0884

盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所1階

電話: 019(613)8347 ファクス: 019(652)3424

電子メール: kosodateansin@city.morioka.iwate.jp